

○新潟県中東福祉事務組合職員の給料等に関する規則

昭和 56 年 3 月 9 日組合規則第 3 号

改正

昭和 58 年 4 月 15 日組合規則第 1 号

昭和 62 年 1 月 20 日組合規則第 1 号

昭和 63 年 6 月 1 日組合規則第 4 号

平成 11 年 4 月 1 日組合規則第 1 号

平成 12 年 3 月 31 日組合規則第 5 号

平成 13 年 3 月 31 日組合規則第 2 号

平成 16 年 3 月 31 日組合規則第 5 号

平成 18 年 1 月 1 日組合規則第 6 号

平成 24 年 5 月 2 日組合規則第 2 号

平成 29 年 3 月 31 日組合規則第 10 号

(目的)

第 1 条 この規則は、新潟県中東福祉事務組合職員の給与に関する条例（昭和 61 年組合条例第 6 号）第 2 条の規定に基づき、職員の給料等の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(準用規定)

第 2 条 五泉市職員の給料等に関する規則（平成 18 年五泉市規則第 27 号）の規定を準用する。
この場合、同規則中「市長」とあるを「管理者」と読み替えるものとする。

(管理職手当)

第 3 条 前条において準用する五泉市職員の給料等に関する規則第 6 条（管理職手当の支給）第 1 項の規定の適用については、別表に掲げる区分により支給するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 58 年 4 月 15 日組合規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和 58 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 62 年 1 月 20 日組合規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和 61 年 9 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 63 年 6 月 1 日組合規則第 4 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 11 年 4 月 1 日組合規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 12 年 3 月 31 日組合規則第 5 号）

この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 13 年 3 月 31 日組合規則第 2 号）

この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年 3 月 31 日組合規則第 5 号）

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 1 月 1 日組合規則第 6 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 24 年 5 月 2 日組合規則第 2 号）

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 29 年 3 月 31 日組合規則第 10 号）

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
別表(第 3 条関係)

職務の級	区分	管理職手当額
6 級	事務局長、園長、事務長	41,600
5 級	事務局長、園長、事務長	39,700